中間提言に対する意見への対応について

■地域コミュニティの定義について

「地域コミュニティ」の定義について、「課題解決のため」とするのは違和感がある。

- ・コミュニティ協議会がこれまで担っていた活動と、今回「地域コミュニティ」として 記載しているものは別物であることを明記する必要がある。これまでの地域におけ る交流やつながりを目指していたコミュニティ協議会の活動は、「コミュニティ条例」 における「地域コミュニティ」の定義と合致しているが、そうした状況に加えて様々 な地域課題を解決することが必要となっており、その為の「地域のコミュニティ」 を今回の提言の中で検討している、という整理である。
- ・団体同士がつながり課題解決を目指す今回の地域フォーラムの仕組みの土台として、 コミュニティ協議会の活動があるのであって、課題解決のためにコミュニティに参 加することを目指しているのではない。

■フォーラムの運営主体について

コミュニティ協議会の負担が増加することで、ますます協議会の敷居が高くなる。結果人を遠ざける。

フォーラムを運営する団体はコミュニティ協議会ではなく、新たに組織した方がいいのでは。

- ・課題があるときに地域の各団体が一番つながるということを意識しているのは、コミュニティ協議会であるので、基本としてコミュニティ協議会が運営を行うという方向性だが、コミュニティ協議会が必ず運営するという縛りは必要ではなく、その点は明確にする。
- ・地域フォーラムの作り方・運営の仕方は様々なやり方があってよく、テーマ別の活動 団体が開催・運営するという形も想定される。

■行政側の役割等について

行政側の職員体制を充実させる(たとえば地区担当制など)ことに踏み込んだ内容に してもいいのでは。

学びの場の提供によりコーディネーターとなる人材を育成し、つなぐ力を地域に根付かせる。

- ・行政からの呼びかけで立ち上げた各団体については、行政がある程度関与しなければ 地域フォーラムは最初の段階で機能することが難しい。
- ・地域フォーラムの中で、市民たちで取り組める課題については市民が取り組めば良いが、それで解決できない場合もあり、行政も参加せざるを得ないのではないか。それが行政の統制の不安につながることも理解できるが、現実問題としてそれができ

ないからこそ、こうした仕組みが必要となっている。

- ・行政の地区担当制などについて、例えば他の自治体は地域福祉コーディネーターで地域の全般のことについて目配りできる能力を持っている場合には、機能している場合もあるが、現実的には「人」によるところが大きい。
- ・市民が市民自治の力を育み、様々な団体との関係を構築していくためのコーディネート力を身に付けていくためには、行政が「学びの場」を提供し、市民と行政職員が一緒に学んでいくことが良いのではないか。

■自主三原則について

自主三原則との関係の整理及びその評価と見直しを。

- ・自主三原則については、地域のつながりをつくる部分において行政が意見を出す必要 はないが、地域のコミュニティで課題解決を進める上では、自主三原則があるから すべてを地域が担わなければならない、ということではない。
- ・本来的には地域課題の解決のためには行政も第三者にはならず、当事者になるはずであるが、結局市民が納得しなければ地域の活動は進まないため、自主三原則を大きく見直すということや定義をし直すということではなく、今の中間提言の記載のレベルにとどめる方が適切ではないか。